

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	八幡町下村地区 (下村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の南部については基盤整備事業を実施しているところではあるが、すでに整備が完了している北部は担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。一方で、担い手が引き受けることができない小さな水田や畑についての管理が課題となっている。また、農業用水の管理や草刈りの地域の協力者が減少し、人手が足りていない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦、大豆を主要作物として作付けを行う。また、連作障害を防止するため、2年3作(水稻⇒麦⇒大豆)での耕作を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現状の農地の集積面積及び団地面積の継続を維持する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。

(3)基盤整備事業への取組方針 基盤整備事業に取組中。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 草刈り等の地域イベントへの参加ができる就農希望者がいる場合は、地域の役員等と連携して、耕作可能な農地の紹介を行うことで、就農希望者の支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現状、取り組む計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ・アライグマの捕獲用罠として檻を設置。
